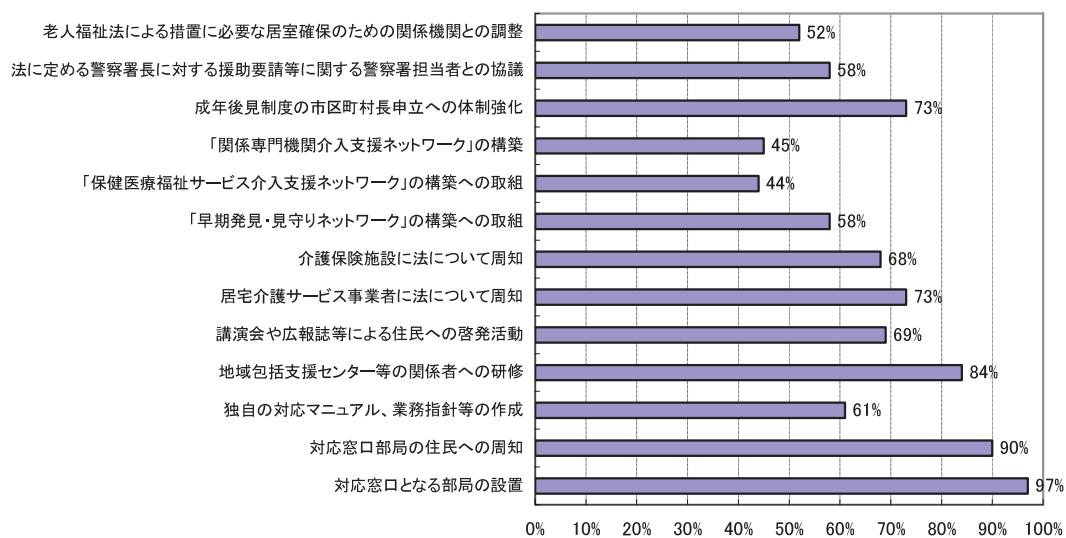
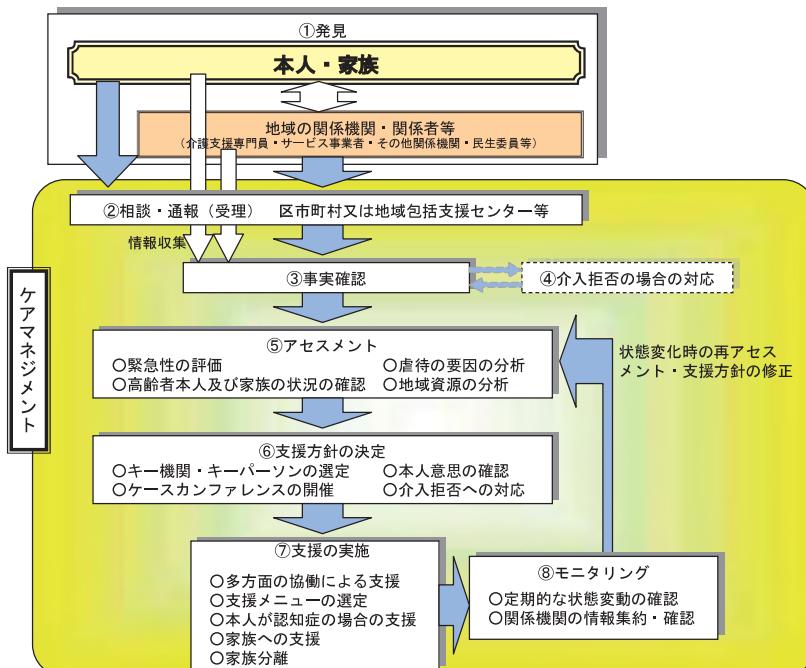


<区市町村における体制整備等に関する状況>



資料：東京都福祉保健局高齢社会対策部「平成19年度高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律に基づく対応状況等に関する調査」

<高齢者虐待対応への基本的な流れ>



資料：東京都福祉保健局高齢社会対策部「東京都高齢者虐待対応マニュアル」(平成18年3月)
に基づいて作成

【施策の方向】

- 高齢者虐待の相談・通報者は介護支援専門員、介護保険事業所職員が約4割を占めています。高齢者虐待の予防及び早期発見等、迅速かつ適切な対応体制の確保に向け、区市町村や介護保険事業者等における人材の育成及び都民の普及啓発に努めます。

<養護者による高齢者虐待についての相談・通報者の状況（複数回答）>

	介護支援専門員・介護保険事業所職員	近隣住民・知人	民生委員	被虐待高齢者本人	家族・親族	虐待者自身	当該市町村行政職員	警察	その他	不明	合計
人数	813	124	106	251	244	42	166	55	252	19	2,072
構成割合(%)	44%	7%	6%	13%	13%	2%	9%	3%	14%	1%	—

資料：東京都福祉保健局高齢社会対策部「平成19年度 高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律に基づく対応状況等に関する調査」

(注) 相談・通報者の構成割合は、虐待相談・通報件数である1,860件に対するもの。

- 区市町村が高齢者虐待対応の窓口である地域包括支援センターを支援できるよう、バックアップの体制や効果的な支援策を示した支援モデルを構築し、普及します。

【主な施策】

・長寿社会総合対策（実態把握活動・保護活動・取締りの推進）〔警視庁〕

関係機関との連携や高齢者からの相談などから虐待の実態を把握し、関係機関と連携して、要保護高齢者の早期保護と虐待事案の取り締まりを推進します。

・高齢者権利擁護推進事業【再掲】〔福祉保健局〕

区市町村職員や介護サービス事業者管理者等に向けた研修の実施、権利擁護に関する普及啓発を行います。

・基幹型地域包括支援センターモデル事業【再掲】〔福祉保健局〕

地域包括支援センターの機能強化に向け、先駆的な取組を行う区市町村をモデル地区に指定し、その取組を検証することなどにより、地域包括支援センターを機能強化するためのモデルを構築します。

・地域包括支援センター職員研修事業【再掲】〔福祉保健局〕

地域包括支援センターに配置される職員に対して、介護予防ケアマネジメント、総合相談・支援、権利擁護などが円滑に実施できるよう研修を行います。

3 悪質商法等による消費者被害対策

【現状と課題】

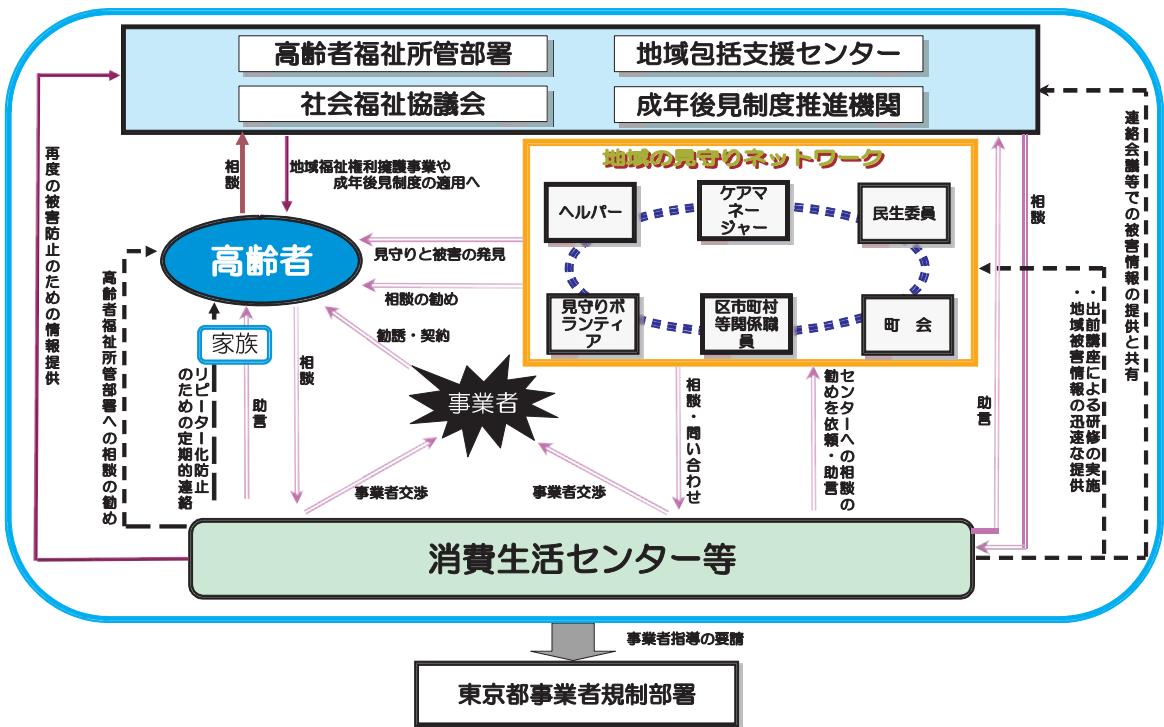
- 平成 15 年以降、都内の刑法犯認知件数は減少しており、これに合わせて高齢者の刑法犯認知件数も減少している中で、高齢者の被害率は増加しています。特に振り込め詐欺等を含めた知能犯は増加が著しく、平成 19 年は 12,748 件と平成 15 年の約 1.3 倍²となっています。
- 高齢者の消費者被害の救済・未然防止・拡大防止のための取組については、区市町村、関係機関との連携が必要です。具体的対策として都は、高齢者の消費者被害防止のための仕組みづくりの推進や、情報提供（介護事業者等への出前講座など）を実施しています。
- しかし、区市町村によっては、体制等の問題で仕組みづくりが進みにくい、また、少人数で運営している事業者などは出前講座を受講する時間的余裕を確保しにくいなどの課題があります。

【施策の方向】

- 消費者被害防止のための仕組みづくりが進みにくい区市町村については、状況をヒアリングし、その地域に合った取組方法について有識者の意見も聞きながらアドバイスを行い、平成 21 年度中に都内全区市町村に仕組みが構築されることを目指しています。
- 介護事業者等への情報提供については、都の高齢者福祉部門と消費生活部門が連携して効果的な広報を行い、一層の周知を図っていきます。
- 今後とも、高齢者はもとより、家族や介護事業者、地域住民等高齢者を取り巻く人々の注意も喚起しつつ、トラブルの予防・早期発見を目指します。

² 警視庁「警視庁の統計 平成 19 年」

<地域における消費者被害防止の仕組みイメージ>



資料：東京都生活文化局「高齢者の消費者被害防止のための地域におけるしくみづくりガイドライン」（平成19年3月）

【主な施策】

・高齢者の消費者被害防止のための地域におけるしくみづくりの推進

〔生活文化スポーツ局〕

「高齢者福祉部門と消費生活部門の連携」など仕組みづくりに必要な要件や先進的取組などを紹介したガイドラインを策定・配付しています。

・高齢者被害防止キャンペーン〔生活文化スポーツ局〕

9月を「高齢者被害防止キャンペーン月間」とし、ポスター、リーフレット、ステッカー等による啓発活動や、公共交通機関で車内広告を実施しています。また、期間中に「高齢者被害特別相談（2日間）」も実施しています。

・介護事業者への出前講座〔生活文化スポーツ局〕

高齢者の身近な存在である訪問介護員（ホームヘルパー）、介護支援専門員（ケアマネジャー）、民生委員等を対象に、被害の早期発見、悪質商法の特徴、被害発見のポイント、被害発見時の対応などについて出前講座を行っています。

・高齢者被害に係る相談体制の強化〔生活文化スポーツ局〕

相談員の専門グループにより高齢者の相談を集中して処理するとともに、高齢者専用の相談窓口「高齢者被害110番」、高齢者の身近にいる訪問介護員（ホームヘ

ルパー) 等が地域の高齢者被害について通報や問い合わせをするための専用電話「高齢消費者見守りホットライン」を開設しています。

・**高齢者保護の推進（長寿社会総合対策）〔警視庁〕**

防犯講習会、防犯座談会の実施、高齢者宅の防犯診断といった防犯活動の実施や、防犯対策等を要する高齢者等に対する保護活動の推進、各種犯罪の取締活動の推進を行っています。

・**実態把握活動・広報啓発活動の推進（長寿社会総合対策）〔警視庁〕**

各種警察活動を通じた実態把握や、関係機関との連携による高齢者の実態把握を行っています。また、ポスター等広報資料を作成・配付するほか、高齢者が被害者となりやすい犯罪・防犯対策に関する情報を、各メディアを活用して提供しています。